

交通安全便り

～～ 第12号 ～～
発行年月日：2024/11/21
対象学年：全学年

●信号無視をしていませんか？

◇信号無視をした自転車が車と衝突

「ながら運転」の取り締まりの罰則が11月から強化されましたね！！みなさん、ながら運転をせずに自転車に乗っていますか？

令和6年11月1日 道路交通法の改正
自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**
交通の危険を生じさせた場合、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象となります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。＊受講料も減額 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、逆走、踏切入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

周囲を見ているつもりでも、実は全く見えていない

自転車のながらスマホ

突然、目の前に人やクルマが現れてもとっさに回避することはできない

危険だから、絶対やめよう！

令和6年11月1日 罰則強化！！

■ながらスマホは道路交通法違反■

違反した場合は「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」等が課せられることがあります。また相手にけがをさせた場合は、重過失傷害等に問われたり、被害者から損害賠償を求められることがあります。

大人も子供もヘルメットを着用！！

沖縄県警察

今回は、産経新聞に掲載された内容です！！「自転車で信号無視の10歳児が車と衝突『過失割合100%』保護者に賠償リスク」という記事がありました。事故は信号機のある交差点で発生。自動車の対面信号は青。見通しが悪かったので、徐行して侵入。すると、赤信号を無視した10歳児の自転車が飛び出し自動車と衝突。自動車はほぼ停止状態だったので、児童にケガはなかった。自動車の運転手は修理費用を求め児童側を提訴。この修理費用を巡る裁判で、大阪簡裁・大阪地裁でも児童側の過失割合が100%と認定された。



自転車だから、自分は大丈夫と思わないで下さい。しっかりとルールを守り、安全運転に心がけましょう。